

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	子どもの年齢と法(2)
Author	米沢, 広一
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 61 卷 1-2 号, p.486-460.
Issue Date	2014-12
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	平岡久教授退任惜別記念号
DOI	10.24544/ocu.20180117-029

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

子どもの年齢と法(2)

米 沢 広 一

目 次

はじめに

第1章 個別的検討

第1節 政治参加

1. 憲法改正国民投票権
2. 選挙権
3. 選挙権に基づく資格・権利
4. 選挙運動
5. 住民投票権
6. 請願権

第2節 有害環境・行為

1. 公営ギャンブル
2. 有害図書
3. 有害電子情報
4. 飲酒・喫煙
5. 有害行為
6. 子どもによる危険行為 (以上, 60巻3・4号)

第3節 性被害・虐待

1. 法定強姦・強制わいせつ
2. 淫行
3. 児童買春・ポルノ
4. 虐待

第4節 少年非行・犯罪

1. 少年法上の「少年」
2. 保護処分
3. 刑事処分

第5節 学校教育

1. 就学前
2. 小中学校
3. 高等学校
4. 大学

第6節 社会保障

1. 社会保険
2. 社会手当
3. 社会福祉サービス
4. 公的扶助 (以上, 本号)

第7節 労働

第8節 資格・免許等

第9節 医療

第10節 家族

第11節 訴訟・審判等

第12節 国 籍

第13節 そ の 他

第2章 全体的検討

む す び

第3節 性被害・虐待

1. 法定強姦・強制わいせつ

13歳以上の女子と、暴行または脅迫を用いて姦淫すれば、強姦罪を構成するが、13歳未満の女子との場合、暴行・脅迫が要件ではなく、被害者の承諾を得て姦淫しても強姦罪を構成し、3年以上の有期懲役に処せられる（刑法177条）—法定強姦。13歳未満の女子については、性的行為の意義を理解できず、同意能力を欠いているとみられるためである。被害者は女性に限られる。年齢不知規定は存せず、行為者は相手方が13歳未満であることを認識する必要があるが、それは未必的認識で足りる¹⁾とされる。

「なぜ13歳未満なのかについては、1907（明治40）年前後の行動科学的知見から引き出された年齢の線引きというほかない」²⁾、との指摘がある。13歳という境界年齢については、先進諸外国に比べて年齢が低く、被害者の保護に欠けるくらいがあるため再検討が必要である、男性被害も知られるようになった現在では、諸外国の例に倣い、客体を男女に改正すべきである³⁾との批判がある。

他方、刑法177条の反対解釈から、13歳以上であればすべての女子に完全な性的自己決定権を認めるべきであるとの帰結が当然に生じるわけではない。13歳以上であっても、性的な面で適切な判断をなしえない女子も存在する。これらの女子を含めた青少年の保護を図るため、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律〔児童買春・ポルノ法〕、青少年保護条例等で一定の立法措置をとることは、刑法の規定に抵触するとはいえない⁴⁾とされる。

13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をすれば、強
(法雑'14) 61-1・2-2

子どもの年齢と法（2）（米沢）

制わいせつ罪を構成するが、13歳未満の場合には、暴行・脅迫が要件ではなく、被害者の承諾があっても、強制わいせつ罪が成立し、6月以上10年以下の懲役に処せられる（刑法176条）—強制わいせつ。男性も被害者となりうる。13歳未満の男女はわいせつ行為の意味を正しく理解できないので、有効な同意をする能力がないとされ、同意があっても本罪を構成することになる⁵⁾。年齢不知規定は存しない。

これについても、13歳という年齢の引き上げの可否を、立法政策論としては検討する必要がある⁶⁾との指摘がある。

強姦罪、強制わいせつ罪（未遂を含む）とも、2人以上の共同犯の場合と致死傷の結果を生じた場合を除いて親告罪である（刑法180条、181条）。非親告罪である児童に淫行をさせる罪（児童福祉法34条1項6号、60条1項）と平仄を合わせるなら、13歳未満の男女に対する性犯罪を非親告罪にすることも一つの選択肢ではある⁷⁾との指摘がある。

子どもの告訴能力については、年齢が法定されているわけではなく、個別的に判断される。知能や発達の程度等の個別の事情を踏まえて実質的に判断されるべき事項であり、当該被害児の年齢はその判断の一事情とはなるものの、告訴能力が認められる年齢を一義的に示すことは困難である⁸⁾とされる。強姦・強制わいせつで告訴能力が認められた年齢としては、12、13歳以上が多い（最一決昭和32・9・26刑集11巻9号2376号（13歳）、東京地判平成15・6・20判時1843号159頁（12歳）、水戸地判昭和34・7・1下刑集1巻7号1575頁（13歳））が、最近、10歳児の告訴能力を認めた判決（名古屋高裁金沢支判平成24・7・3判例集未登載）が現れている。

なお、告訴期間の制限（犯人を知った日から6箇月以内）は撤廃され（刑事訴訟法235条1項1号）、被害児が成長してから訴えることも、ある程度可能となった⁹⁾。

2. 淫 行

児童福祉法は、「児童」を「満18歳に満たない者」（4条1項）と定義づけ、

「児童に淫行をさせる行為」を禁じ（34条1項6号）、違反者を10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科（60条1項）に処している。その際に、「児童を使用する者」に、年齢不知規定を妥当させている（60条4項^{10）}。淫行をさせた「児童」への免責規定は存しない。非親告罪である。婚姻による成人擬制規定は存しない。札幌高判昭和32・6・20家月9巻6号56頁は、婚姻による成人擬制は妥当しない、「児童とは、満18歳に満たない者であることを要しかつこれをもって足るものであること同法第4条の規定に照し明らかなどころであって、たとえ、該児童が他と婚姻をしているからといって、それが民法上成年に達したものとみなされるのはともかく、これを別異に取扱う筋合のものではない」と判示している。

青少年保護条例によって、18歳未満の者への性的行為が「淫行」あるいは「みだらな行為」等として、処罰の対象とされているが、婚姻による成人擬制規定の有無、構成要件の規定の仕方、罰則の程度、年齢不知規定の有無、青少年への免責規定の有無等について、各自治体の条例間には差異がある（長野県はそもそも青少年保護条例を制定していない）。この点につき、福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決（最大判昭和60・10・23刑集39巻6号413頁）での伊藤反対意見は、青少年に対する性行為という、それ自体地域的特色を有しない事項に関して、地域により不均衡・不統一があるのは、一国の法制度としてはなほだ望ましくないと批判している。

18歳という境界年齢については、児童福祉法の場合と同様、青少年保護条例の場合も、性的自己決定権という観点からは、18歳との年齢設定は高すぎるとの意見も多い。すなわち、性的自己決定権という極めてプライベートな領域における自由を18歳まで否定するのは妥当といえるか疑問である、年長少年に関わるかぎり、過剰介入である^{11）}、年少少年（例えば、16歳未満の者）と年長青少年（例えば、16歳以上の者）とを区別せず、これらをすべて青少年の概念でひっくるめ、これらの者に対する「淫行」の一切を一律に可罰行為としている点において適正処罰の要請からとうてい是認できない（福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決での谷口反対意見）等が、それにあたる。

子どもの年齢と法（2）（米沢）

多くの条例は、婚姻した女子は、16、17歳であっても、婚姻で成年に達したとみなされ、対象から除外されるとしている（「婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く」大阪府条例3条1号、宮城県条例14条1号、埼玉県条例3条1号、新潟県条例14条1号等、「法律によって成年に達したものとみなされる者を除く」岐阜県条例2条1号、福井県条例5条1号等）が、例外的に、東京都条例、宮崎県条例は、婚姻による成人擬制規定を有していない。

構成要件の定め方として、「みだらな性行為」「わいせつ行為」を構成要件とするもの（福島県条例24条1項、新潟県条例20条1項、福井県条例35条1項、岐阜県条例23条1項等）が多いが、それを手段又は目的等によって限定するもの（「専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて……」大阪府条例34条2号、「……精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて……」京都府条例21条1項）も存する。

罰則に地域間格差がある。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と規定する条例（埼玉県条例28条、京都府条例31条1号等）と、条例での罰則の上限¹²⁾である2年以下の懲役又は100万円以下の罰金と規定する条例（神奈川県条例54条1項、兵庫県条例30条1号、大阪府条例47条、東京都条例24条の3等）とに大別される（奈良県条例42条2項は30万円以下の罰金のみ）。

非親告罪である。

ほとんどの条例は、年齢不知規定を有している（埼玉県条例31条、宮崎県条例29条6項、神奈川県条例54条7項、新潟県条例29条5項、京都府条例31条6項、兵庫県条例30条6項、大阪府条例52条、東京都条例28条、岐阜県条例55条、福島県条例34条6項等）が、例外的に、奈良県条例は有していない。

ほとんどの条例は、18歳未満の者に対して罰則の適用を除外する免責規定を置いている（埼玉県条例33条、神奈川県条例20条、宮崎県条例31条、新潟県条例31条、大阪府条例54条、東京都条例30条、宮城県条例43条、奈良県条例44条等）が、例外的に、福井県条例は有していない。もっとも、18歳未満の者への免責規定を有する条例においても、18歳未満の女子と性交した18、19歳の未成年の男子は、処罰対象となる。立法政策論としては、青少年条例の名宛人は青

少年を保護すべき立場にある成人とすべきである¹³⁾との批判がある。

なお、大阪府子どもを性犯罪から守る条例は、「子ども」(18歳未満の者)に強制わいせつ、強姦等の性犯罪を犯し、刑期の満了日から5年を経過しない者で府内に住所を有する者に、氏名、住所、罪名等を知事に届け出るよう義務づけ(12条1項)、違反した者を5万円以下の過料に処している(18条)。

また、同条例は、監督保護者が「直ちに危害の発生を防止することができない状態にある13歳未満の者」に対し、①「身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとう」等の行為(9条)を行った者、②「常習」として「甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動」等(8条)を行った者を、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処している(17条)。栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例も、公共の場所又は公共の乗り物においての同様の行為を禁止し(7条、6条。ただし、②には「常習」との限定は付せられていない)、①の違反者を30万円以下の罰金に処している(13条)が、②については罰則を定めていない。奈良県子どもを犯罪の被害から守る条例も、栃木県と同様の行為を禁止し(12条、11条)、①の違反者を30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処している(15条)が、②については罰則を定めていない。これらの条例には、年齢不知規定は存しない。非親告罪である。

平成15年に、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)が成立した。同法は、紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から「児童」(18歳に満たない者)を保護・育成することを目的とし、インターネット異性紹介事業を利用して、児童を性交等の相手方となるよう誘引したり(6条1号)、人(児童を除く)を児童との性交等の相手方となるよう誘引したり(6条2号)、対償を供与することを示して児童を異性交際(性交等を除く)の相手方となるよう誘引したり(6条3号)、対償を受けることを示して人を児童との異性交際の相手方となるよう誘引した者(6条4号)を、100万円以下の罰金に処している(33条)。年齢不知規定は存しない。なお、対償なしでの3・4号の誘引も禁止されている(6条5号)が、違反した場合の罰則は規定されていない。児童への免責規

定はなく、児童自身による書き込みも、処罰対象となる。しかし、その点に対しては、罰則を伴う形で児童を直接規制することには、問題がある、未成年者飲酒・喫煙禁止法のように、未成年者を処罰しなくても、十分対応できる¹⁴⁾との批判がある。

3. 児童買春・ポルノ

児童買春・ポルノ法は、「18歳に満たない者」を「児童」とし（2条1項）、「性的搾取及び性的虐待からの児童の保護を目的」（1条）として、児童買春罪（4条—5年以下の懲役又は300万円以下の罰金）、児童買春周旋罪（5条—5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科）、児童買春勧誘罪（6条—5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科）、児童ポルノ提供等罪（7条—3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）、児童買春等目的人身売買等罪（8条—1年以上10年以下の懲役）を規定している。

児童買春・ポルノ法の附則2条1項は、「地方公共団体の条例の規定で、この法律で規定する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする」と規定しているが、それは、自治体ごとでばらつきがあるのは好ましくないとの趣旨である。児童買春・ポルノ法の制定によって、淫行条例での有償淫行処罰規定のあるものはすべて効力を失った。児童買春・ポルノ法は、対償の伴う一定の性的行為の処罰を法律レベルで統一した点で重要な意義を有する¹⁵⁾といえる。

対象年齢については、児童の権利に関する条約〔児童の権利条約〕、児童福祉法とも18歳未満としているのに鑑みて、児童買春・ポルノ法も、18歳未満とした、児童の権利条約、児童福祉法等との整合性を考慮したものである¹⁶⁾。それに対して、性的行為に同意を与えることができると見なされる年齢を14～16歳に設定している国が圧倒的多数であり、高すぎる年齢設定は、こどもの性的行動をいたずらに制約しプライバシー等の権利侵害となりうる、被写体を「18歳に満たない者」（2条1項）としているが、外国では14歳ないし16歳が多く、多少高すぎる¹⁷⁾、との批判がある。

児童の買春者には、年齢不知規定は妥当しないが、児童買春斡旋（5条）、児童買春勧誘（6条）、児童ポルノ提供等（7条）、児童買春等目的人身売買等（8条）を行った使用者には、年齢不知規定（9条）が妥当する。「児童を使用する者」には、児童の年齢に関する調査・確認義務があるためである¹⁸⁾とされる。

婚姻による成年擬制規定は設けられていない。

児童買春を非親告罪とし、被害児童の告訴がなくても処罰できるようにしている。加害者やその背後の組織からの報復を恐れて告訴ができなかったり、保護者に対する金銭的な示談で告訴を取り下げさせたりすることが、通常の性犯罪以上に予想されるためである¹⁹⁾とされる。

児童への免責規定はなく、児童も犯罪の主体たりうる²⁰⁾（他方、ほとんどの青少年保護条例は、18歳未満の行為者への罰則の適用を除外する免責規定を置いている）。

被害児童が13歳未満である場合は、刑法上の強制わいせつ罪・強姦罪も同時に成立する。その場合、観念的競合となり、結果的に重い刑法上の罪に従って処断されることになる。親告罪と非親告罪が同時に成立することになるが、強姦罪に関して被害者の告訴がなくとも、児童買春罪のみについて公訴を提起することは可能であろう²¹⁾とされる。

淫行の相手方となる場合も児童福祉法34条1項6号の罪が成立する（最決平成10・11・2刑集52巻8号505頁はそう解する）となると、児童買春罪との関係が問題となる。児童福祉法34条1項6号の罪の重さを考えると、同号は、児童に対する優越的地位の利用、児童の困窮状態の利用など、何らかの支配的な関係が認められる場合に限定すべきではないだろうか、との指摘がある²²⁾。

少数の自治体は、児童ポルノについての独自の規制を、条例によって行っている。栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例（子ども安全条例）は、正当な理由なくしての子ども（13歳未満）ポルノの所持・保管を禁じ（8条）、公安委員会は違反した者にその廃棄等を命じることができるとし、その命令に違反した者を30万円以下の罰金に処している（13条）。奈良県子どもを犯罪の被害

から守る条例（子ども安全条例）も、同様に子ども（13歳未満）ポルノの所持・保管を禁じている（13条）が、命令を介在させることなく、違反した者を30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処している（15条）。それに対して、児童買春・ポルノ法は、頒布・販売等の目的での「所持」のみを禁止していたが、平成26年6月に改正され、単純所持も処罰されることとなった（7条）。

以上のように、子どもの性に関する規制には、条例間だけでなく、法律間、法律と条例間においても、差異がある。「性」行為に関する刑事規制には、「矛盾、不公平、従って不当なものがある」²³⁾との指摘がなされるゆえんでもある。

4. 虐 待

子どもの虐待に対する児童福祉法上の制度として、里親委託、施設入所措置等（27条）、一時保護（33条）、親権喪失申立（33条の7）等がある。対象は18歳未満とされているが、親権喪失申立のみ、民法との関係から、20歳未満とされている。

児童福祉法の特別法として、児童虐待の防止等に関する法律〔児童虐待防止法〕²⁴⁾が平成12年に成立している。同法は、「児童」とは、「18歳に満たない者」²⁵⁾をいう（2条）とし、児童虐待を何人に対しても禁止する（3条）ものの、これを固有の犯罪として処罰する規定は設けていない。17条が、12条の4第1項の命令（保護者への児童付近のはいかい禁止命令）に違反した者を、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとするにとどまる。

暴行等による子どもの虐待²⁶⁾に妥当しうる刑法上の罪名（条文）としては、暴行罪（208条）、傷害罪（204条）、過失傷害罪（209条）、殺人罪（199条）、過失致死罪（210条）、傷害致死罪（205条）等があるが、近年、被害者が児童である場合を加重類型として新しい犯罪規定を設けることも提案されている。そのような立法化の場合には、境界年齢の設定が問題となる。児童虐待防止法にならって18歳とする、義務教育年齢である15歳とする、親の保護が必要で体力的に抵抗できない幼児に限定する等の選択肢が考えられる²⁷⁾。

育児放棄（ネグレクト）は、刑法上、保護責任者遺棄罪（218条）、保護責任

者遺棄等致死傷害罪（219条）に該当する。同法218条は「老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、3月以上5年以下の懲役に処する」と規定している。「幼年者」に該当するか否かは、年齢だけでなく、具体的事実関係に基づく扶助の必要性との関係で相対的に判断される。幼児であっても、具体的に保護を必要とする状態でなければ客体にあたらない²⁸⁾とされる。具体的には、3歳の子どもを連れた女性と数日同棲した男性が、子どもを高速道路上に置き去りにした事例（東京地判昭和48・3・9判タ298号349頁）、母親が4歳児を厳寒期にベランダに10分以上放置して凍死させた事例（大阪高判昭和53・3・14判タ396号150頁・確定）、母親が愛人と同棲生活を続け14歳から2歳までの実子4人を自宅に置き去りにした事例（東京地判昭和63・10・26判タ690号245頁・確定）、衰弱した13歳の子どもを自宅に置き去りにした事例（大分地判平成2・12・6判時1389号161頁・確定）、生後3ヶ月程度の乳児に十分な授乳をせず放置した事例（さいたま地判平成14・2・25判タ1140号282頁）等で、保護責任者遺棄（致死傷）罪により処罰されている。

なお、児童の権利条約は、「児童」を「18歳未満のすべての者」（1条）と定義づけたうえで、19条において、児童を虐待から保護する措置をとるよう、34条において、児童を特に性的虐待から保護する措置をとるよう、39条において、被害児童の心身回復と社会復帰のための措置をとるよう、締約国に義務づけている。

- 1) 川端 博『刑法各論講義』153頁（2007年）。
- 2) 安部哲夫『青少年保護法〔新版〕』232頁（2009年）。
- 3) 浅田和茂・井田 良（編）『新基本法コンメンタール刑法』387頁〔島岡まな執筆〕（2012年）。
- 4) 江原伸一「青少年保護育成条例をめぐる最近の動向について」警察学論集55巻4号25頁（2002年）。
- 5) 川端、前掲・註(1)148, 150頁。
- 6) 中谷瑾子「子どもの人権と刑事規制」ジュリ増『子どもの人権』33頁（1986年）。
- 7) 黒澤 陸「刑事裁判例批評 224」刑事法ジャーナル35号184頁（2013年）。
- 8) 飯島 泰「刑事判例研究 438」警察学論集65巻11号182頁（2012年）。

子どもの年齢と法（2）（米沢）

- 9) 岩井宜子「児童虐待問題への刑事規制のあり方」ジュリ1188号23頁（2000年）。
- 10) 児童福祉法の年齢不知規定で過失ありとされた有罪判決として、最二判昭和29・9・11刑集8巻9号1479頁，最三判昭和30・11・8刑集9巻12号2382頁，大阪家判平成18・9・12家月59巻4号153頁等がある。
- 11) 中谷，前掲・註（6）33頁。
- 12) 条例で定めることのできる罰則の上限は，法令に特別の定めがある場合を除いて，懲役等2年，罰金100万円である（地方自治法14条3項）。
- 13) 安部，前掲・註（2）218頁。
- 14) 安部，前掲・註（2）236－7頁。
- 15) 園田 寿『解説児童買春・児童ポルノ処罰法』3頁（1999年）。
- 16) 園田，前掲・註（15）21頁。
- 17) 園田，前掲・註（15）21－25頁。
- 18) 園田，前掲・註（15）52頁。
- 19) 園田，前掲・註（15）34頁。
- 20) 園田，前掲・註（15）34頁。
- 21) 園田，前掲・註（15）37頁。
- 22) 園田，前掲・註（15）39頁。
- 23) 中谷，前掲・註（6）31頁。
- 24) 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律〔高齢者虐待防止法〕2条は，「高齢者」とは，「65歳以上の者」をいうとしている。
- 25) 昭和8年の児童虐待防止法では，14歳未満の児童が対象とされていた。
- 26) 性的な虐待は，強制わいせつ罪（176条），強姦罪（177条），準強姦罪（178条），準強制わいせつ罪（178条）等に該当する。
- 27) 町野 朔・岩瀬 徹（編）『児童虐待の防止』299頁〔岩井宜子・渡邊一弘執筆〕（2012年）。
- 28) 浅田他，前掲・註（3）474，476頁〔十河太郎執筆〕。

第4節 少年非行・犯罪

1. 少年法上の「少年」

少年法の規定する「少年」は，満20歳未満の男女をいい（2条1項），「少年」には成人とは異なる処遇（調査前置主義—8条1項，審判の原則非公開—22条2項，保護処分優先主義—24条1項，家庭裁判所先議主義—41条，42条，科刑の特則—51条，52条，少年刑務所への収容—56条1項，少年事件の報道規制—61条等）がなされる。更に，「少年」内において年齢により扱いが異なっ

ている¹⁾。たとえば、犯罪少年—触法少年—虞犯少年の区分（3条1項）、14歳未満の少年についての児童福祉機関先議主義（3条2項）、検察官送致に關しての区分—14歳以上の者については、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪を犯した場合に限り検察官に送致できる（20条1項）、16歳以上の者については、故意の犯罪行為により被害者を死亡させる罪を犯した場合は検察官に送致するのを原則とする（20条2項）等がそれにあたる。

昭和23年に成立した現行少年法は、対象年齢を旧少年法（大正11年制定）の18歳未満から20歳未満に引き上げた。終戦直後とりわけ18、19歳の少年犯罪が激増したが、20歳未満の若者は心身の發育が十分でなく、深い悪性で非行を行うわけではなく、環境等の外部的条件から影響を受けやすいので、極めて多くの場合は、刑罰を科するよりは、むしろ保護処分で教化することが適切であることを考慮したためである²⁾等とされる。

少年法の適用年齢は、もっぱら刑事政策的な考慮にもとづくものであり、民法上の行為能力と直接的に関連することはない。したがって、婚姻による成人擬制は妥当しないが、婚姻により親権には服さなくなるので、「保護者」には変化が生じることになる³⁾。

外国では18歳未満とする国が多くなっている⁴⁾が、わが国でも、少年非行に対する社会の認識の変化や民法上の成年年齢の見直しなどとの関係で、少年年齢の引下げが議論される状況が生じている⁵⁾。

少年の年齢を行為時（犯行時）、判断時（処分・裁判時）のいずれとみなすのかについては、現行法上、判断時基準を原則としながら、例外的に行為時基準を用いている⁶⁾。審判を開始しない旨の決定（19条2項）、換刑処分の禁止（54条）、仮釈放の要件（58条）等は、判断時基準、他方、死刑・無期刑の緩和（51条）、人の資格に関する法令の適用（60条）等は、行為時基準となっている。

少年法上の年齢計算につき、年齢は「年齢計算ニ関スル法律」にもとづいて計算される。具体的には、出生の日から起算して、20年後の応当日当日の前日が経過した時点で満20歳（成人）に達することになる⁷⁾。

少年年齢の上限を超えても、少年保護の趣旨（保護の一貫性、連続性）から、少年と同じ処遇を受けることが特例として認められている。少年鑑別所への拘禁（少年法48条3項）、少年刑務所又は監獄内の分界内における収容（26歳に達するまで—少年法56条2項）、少年院への継続収容（23歳、26歳を超えない—少年院法11条4項、5項）、少年院への戻し収容（23歳、26歳を超えない—更生保護法72条2項、3項）、保護観察期間（23歳を超えない—更生保護法66条、68条3項）等が、それにあたる。

20歳代前半の扱いについては、若年成人と称される26歳未満について他の成人とは異なる手続の可能性を探ることも課題であろう⁸⁾、ドイツの準成人の制度のように3年ないし5年程度（たとえば18歳～23歳）少年の手続と成人の手続の双方を競合させ、裁判所の裁量により手続を選択し処分を弾力的に選択できる移行的な年齢帯を設定するという事も将来的な立法・検討の課題とされてよいのではないか⁹⁾との指摘がある。

2. 保護処分

保護処分が相当と判断された場合、少年院送致（少年法24条1項3号）、児童自立支援施設・児童養護施設への送致（同法24条1項2号）、保護観察（同法24条1項1号）がなされる。

平成19年少年法改正により、少年院送致年齢は14歳以上から「おおむね12歳以上」（少年院法2条2項）に引き下げられ、「特に必要がある」場合には、14歳未満でも、児童自立支援施設ではなく少年院に収容できるとされた。改正の背後にあるのは、触法少年が現在収容されている児童自立支援施設よりも少年院の方が一般抑止効果が大きいという思い込みであろう¹⁰⁾との指摘がある。

少年院は、少年の年齢及び特質に応じて、4種別に分けられている（少年院法¹¹⁾2条）。すなわち、初等少年院は、心身に著しい支障のない、「おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者」（2項）を収容する。中等少年院は、心身に著しい支障のない、「おおむね16歳以上20歳未満の者」（3項）を収容する。特別少年院は、心身に著しい支障はないが、犯罪的傾向が進んだ者で、「おおむ

ね16歳以上23歳未満の者」(4項)を收容する。医療少年院は、心身に著しい支障のある、「おおむね12歳以上26歳未満の者」(5項)を收容する。

「おおむね」という表現は、少年の発達は年齢で明確に区別できないことから弾力性を持たせたものである¹²⁾、「おおむね」とは、1歳程度をいう¹³⁾と説明されている。

上限につき、「おおむね」との文言がある年齢とない年齢とがある。中等少年院と特別少年院は、犯罪的傾向が進んでいるか否かにより收容者を区別しているので、本条3項の「おおむね」は「16歳以上」と「20歳未満」の双方にかけ、犯罪的傾向が進んでいない者は20歳以上でも中等少年院に收容することができる¹⁴⁾等として、「おおむね」は下限と上限の両方にかかるとの立場が学説上有力である¹⁵⁾。裁判例としても、福岡高判宮崎支決昭40・5・20家月18巻1号126頁は、「少年院法第2条が收容すべき少年院の種類を少年の年齢によって定めた法意は、年齢によって少年の心身の発育の程度が異なるため、なるべく発育の程度に応じた矯正教育を行い、もって教育個別化の理念に近づくことを意図したためと解される。したがって年齢による区分は必ずしも絶対的なものではなく、少年の心身の発育の程度、犯罪的傾向の強弱等の具体的な状況に応じ、右に述べた少年院法の法意に反しない限り、満20歳を超えた少年を中等少年院に收容することも違法とはいえない」と判示している。

児童自立支援施設・児童養護施設処遇は、18歳未満を対象とする(児童福祉法4条、44条、41条)。少年法は、下限年齢を定めていないが、実務では、10歳～11歳程度を下限としている¹⁶⁾。東京家裁八王子支決平成17・9・9家月58巻7号82頁、東京家裁八王子支決平成17・7・4家月58巻7号76頁は、11歳の少年を児童自立支援施設に送致している。下限を明示しないのは、外国の少年法と比べると特異であり、下限の明示は、今後の検討課題である¹⁷⁾との指摘がある。

少年の保護観察には、少年法24条1項1号及び更生保護法48条1号によるもの(1号観察一保護観察処分少年)と、更生保護法48条2号によるもの(2号

(法雑'14) 61-1・2-14

観察一少年院仮退院者）とがある。1号観察の期間は、原則として保護観察決定の日から20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には、2年—更生保護法66条、虞犯通告による場合は23歳を超えない範囲—更生保護法68条3項）。2号観察の期間は、原則として少年院を仮退院した日から20歳に達するまでの期間であるが、成績良好であれば、保護観察所長の申請に基づいて、地方更生保護委員会が退院の決定を行う（更生保護法74条）。

現行少年法の制定直後は、14歳未満の少年に対する保護観察は否定されていたが、昭和27年に制限が削除された。ただ、14歳未満については、児童福祉機関先議主義に基づき、児童福祉機関からの送致が前提となる（少年法3条2項）¹⁸⁾。

3. 刑事処分

刑事処分対象年齢として、刑法41条は「14歳に満たない者の行為は、罰しない」と規定している。これは、14歳未満の者が心神喪失にあたるという趣旨ではなく、これらの者については処罰を差し控えることが適当であるとの刑事政策的理由に基づくものである。肉体的・精神的発育には個人差があるが、刑法は、刑事政策的な立場から画一的に線を引いたもので、責任無能力といっても、精神障害の場合とは意味を異にする¹⁹⁾、精神未成熟という生物学的事実のほか、年少者に対する人道的、刑事政策的考慮の加わった規定である²⁰⁾とされる。

14歳との年齢設定については、「明治13年旧刑法における弁識能力による判断の不合理性を克服するために幼年者の能力判断の基準を検討した結果、医学的・生理学的根拠から『精神上の発達』という生物学的要素に基づき「14歳」という基準年齢を設定し、これを下回る年齢層の者については一律に刑罰による処分を回避するという立法政策的判断を定めたものである」²¹⁾とされる。刑事未成年者を14歳未満の者とするについては、今日多くの学者がこれを是認しているものの、なお低いとする者もある²²⁾。

刑法上の刑事責任年齢²³⁾は14歳であるが、少年法（旧）20条但書（「但し、

送致のとき16歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない)により、事実上16歳にならなければ訴追されないという構造になっていた。その後、平成12年少年法改正は、20条但書を削除し、刑事処分の対象を行為時14歳以上の者に拡張した。平成12年少年法改正により、このダブル・スタンダードを排して、刑法上の刑事責任年齢に一致させた。

少年に対する科刑には、幾つかの特則が設けられている。

罪を犯した時に18歳未満の場合、死刑²⁴⁾をもって処断すべきときは無期刑を科することとなる(少年法51条1項)―必要的緩和(なお、死刑を無期刑に緩和した際には、仮出獄可能期間を緩和する特則(同法58条1項1号)を適用除外としている(同法58条2項))。これは、少年が未成熟であることから、責任も成人よりも低いと考えられること、少年は可塑性に富み、教育可能性が高く、保護の必要性があること、年少者に対する社会的寛容が期待できることなど、少年法の人道主義原理によるものである²⁵⁾とされる。

少年法51条の反対解釈と「少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による」と定める同法40条からすると、18、19歳の少年に死刑を適用することも可能といえる²⁶⁾。19歳の少年による連続射殺事件(永山事件)において、最二判昭和58・7・8刑集37巻6号609頁は、少年についても、「その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」としている。

罪を犯した時に18歳未満の場合、無期刑をもって処断すべきとき、有期の懲役又は禁錮(10年以上20年以下)を科することができる(少年法51条2項)。「できる」として、緩和するか否かを裁判所の裁量としている―任意的緩和。

少年に対して有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めて刑の言い渡しがなされる。この場合、短期については10年を超えることができず、長期については15年を超えることができない(少年法52条1,2項)。

執行における特則として、懲役又は禁錮の言い渡しを受けた少年に対しては、

特に設けた刑事施設（少年刑務所）又は刑事施設若しくは留置施設内の特に分界を設けた場所において、刑が執行される（少年法56条1項）。平成12年少年法改正に伴い、14歳以上16歳未満の少年が新たに刑事処分の対象となったことに対応して、少年院に14歳以上16歳未満の受刑者（年少少年受刑者）も収容することになった（少年法56条3項、少年院法1条）。年少少年受刑者は義務教育年齢にあることから、職業訓練や生活訓練を重視する少年刑務所での処遇よりも、矯正教育の専門施設としての少年院で処遇する方が適切だと考えられたことによる²⁷⁾。

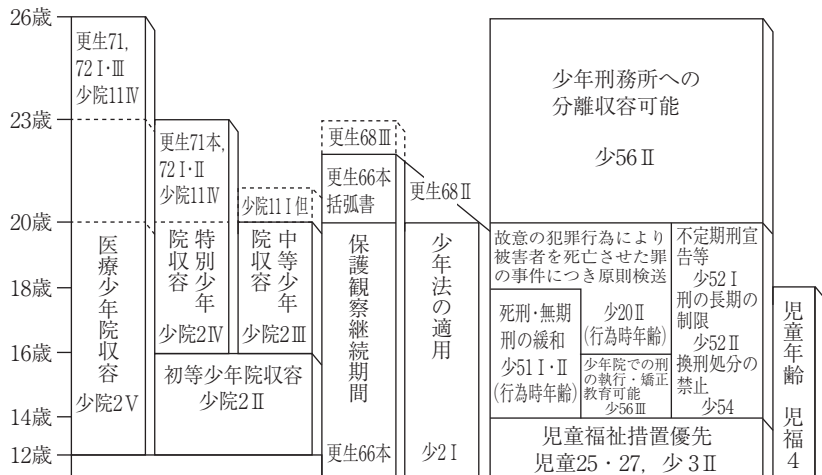
更に、少年については、労役場留置処分が禁止されている（少年法54条）。労役場留置処分は教育を目的としない短期の自由拘束にすぎず、少年の情操に悪影響を与えるからである²⁸⁾。成人犯罪者との関係で憲法14条に反するものではない（大阪高判昭和39・3・13家月16巻8号140頁は、「少年が罰金等を完納しないからといってこれを労役場に留置することは、少年の育成教化上なんらの積極的価値をも見出し得ないだけでなくむしろ少年の心情に悪影響を与えるおそれさえある」ので、労役場留置処分の禁止は「むしろ合理的な措置といえる」と判示している）。

少年の可塑性と教育可能性を重視して、少年法60条は、刑罰を受けたことを根拠とする資格制限に限って、社会復帰を容易にするための特則を設けている。すなわち、① 刑の執行終了又は執行の免除を受けた時点から、将来に向かって刑の言い渡しを受けなかったものとみなされる。② 執行猶予言い渡しを受けた時点から、刑の言い渡しを受けなかったものとみなされる。

以上のように、少年法においては、すべて一律に年齢によって厳格に区分されているわけではなく、少年処遇は個々の少年に応じて個別적であるべきとの要請（処遇の個別化）²⁹⁾ から、年齢に幅を設けたり、処遇の継続を認めている場合もある。また、何回かの少年法等の改正によって、境界年齢の低年齢化が進行してきている。たとえば、平成12年少年法改正により、刑事処分対象年齢が結果的に16歳未満から14歳未満に引き下げられ（20条1項但書の削除）、16歳以上の少年による重大事件については原則として検察官に送致し刑事裁判

にかける（原則逆送）（20条2項）とされた。更に、平成19年少年院法改正により、「おおむね12歳以上」の者を初等・医療少年院に送致することが可能となった（少年院法2条2項・5項）。

少年の年齢と処遇の原則



※初等少年院収容年齢の上限と下限並びに医療少年院、中等少年院及び特別少年院収容年齢の下限は「おおむね」とされている。

田宮 裕・廣瀬健二（編）『注釈少年法 [第3版]』35頁（2009年）より

- 1) 本文で言及する年齢区分以外にも、少年法、少年警察活動規則等で、幾つかの年齢区分が規定されている。たとえば、少年法22条の4第1項は、重大犯罪事件の場合、裁判所は被害者の傍聴を許すことができるとするが、少年が12歳未満の場合を除外し、12、13歳の場合、精神的未成熟であることを十分考慮することが必要としている。少年警察活動規則32条は、「低年齢少年」を「14歳に満たない者」（2条9号）とし、低年齢少年に係る「犯調査における配慮を要請している。
- 2) 宮下 茂「選挙権年齢及び民法の成年年齢等の引下げ問題」立法と調査294号71頁（2011年）。大串隆吉「法律に見る成人年齢に関するノート」東京都立大学人文学報337号35頁（2003年）、澤登俊雄『少年法入門 [第5版]』34-5頁（2011年）参照。
- 3) 丸山雅夫『少年法講義 [第2版]』87頁（2012年）。大阪高判昭和52・3・31 家月29巻11号114頁も、婚姻した子の母の法定代理人としての抗告を否定している。
- 4) 宮下、前掲・註(2)71頁、佐藤 令・大月晶代・落美都里・澤村典子「主要国の各種法定年齢」国立国会図書館調査及び立法考査局基本情報シリーズ②4頁

子どもの年齢と法（2）（米沢）

- (2008年)。
- 5) 丸山雅夫『少年法入門』68頁(2013年), 丸山, 前掲・註(3)87頁。
 - 6) 丸山, 前掲・註(3)88頁, 廣瀬健二「少年の年齢, 保護者の意義等」判タ1198号29頁(2006年)。
 - 7) 大阪高判昭和29・2・9高刑集7巻1号64頁, 丸山, 前掲・註(3)86頁。
 - 8) 安部哲夫『青少年保護法[新版]』118頁(2009年)。
 - 9) 廣瀬, 前掲・註(6)27頁。
 - 10) 荒木伸怡「少年法の対象年齢を引き下げてはいけない」都市問題98巻7号22頁(2007年)。
 - 11) 公布の日(平成26年6月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定の改正少年院法は, 初等少年院と中等少年院を併せて第一種, 特別少年院を第二種, 医療少年院を第三種, 刑の執行を受ける者を収容する少年院を第四種としている。
 - 12) 第一東京弁護士会少年法委員会(編)『子どものための法律相談[第2版]』455頁(2014年)。
 - 13) 武内謙治「少年司法の人的対象(3)」法セ2013年2月号125頁。
 - 14) 田宮 裕・廣瀬健二(編)『注釈少年法[第3版]』501頁(2009年)。
 - 15) 丸山, 前掲・註(3)302頁。
 - 16) 澤登, 前掲・註(2)91頁, 丸山, 前掲・註(3)87頁, 武内謙治「少年司法の人的対象(1)」法セ2012年12月号120頁。
 - 17) 丸山, 前掲・註(3)87頁。
 - 18) 丸山, 前掲・註(5)222頁。
 - 19) 阿部純二(編)『基本法コンメンタール刑法』79頁[阿部純二執筆](2007年)。
 - 20) 大塚 仁・河上和雄・佐藤文哉・古田佑紀(編)『大コンメンタール刑法第3巻[第2版]』439頁[若原正樹執筆](1999年)。
 - 21) 渡邊一弘『少年の刑事責任』237頁(2006)。
 - 22) 大塚他, 前掲・註(20)439頁。
 - 23) 高齢者の責任能力を制限する規定は置かれていない。ただ, 具体的事例において, 刑法39条の適用が考えられることもあろう。年齢70歳以上の場合, 刑訴482条2号により, 刑の執行が停止されることがある。
 - 24) 国際人権B規約6条5項は, 18歳未満の者には死刑を科さない, 児童の権利条約37条は, 18歳未満の者には死刑, 釈放の可能性がない終身刑を科さないと規定している。
 - 25) 辻本衣佐「判例研究」季刊教育法139号100頁(2003年)。
 - 26) 辻本, 前掲・註(25)100頁。
 - 27) 丸山, 前掲・註(3)301, 311頁。
 - 28) 丸山, 前掲・註(3)349頁。
 - 29) 「非行少年の要保護性の内容は, 個々の少年の性格や素質, 生育環境や生活環境等の組み合わせに応じて千差万別である。したがって, そのような要保護性を解

消するために選択される処遇も、個々の少年に応じて個別化されなければならない」(丸山, 前掲・註(3)80頁)。

第5節 学校教育

1. 就学前

保育所へ入所できる者は、「保育に欠ける」「乳児」(「満1歳に満たない者」)「幼児」(「満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」)、特に必要があるときは、保育に欠けるその他の「児童」(「18歳に満たない者」)である(児童福祉法4条, 39条)。乳幼児以外の児童で保育所の対象となるものは、主として低学年児童をさし、学校からかえってきても家に誰もいないので、必要な世話をしてもらえないものを意味する¹⁾とされる。

「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児」である(学校教育法26条)。

2. 小中学校

保護者は、「子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで」小学校に就学させる義務を負い(学校教育法17条1項)、義務を履行しない者は、10万円以下の罰金に処せられる(同法144条)。

年齢計算ノ方法ニ関スル法律により、4月1日に生まれた子は、第6回目の誕生日の前日である3月31日に満6歳に達することとなり、翌日の4月1日に新入学することになる(「早生まれ」)²⁾。

保護者は、小学校の「課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで」中学校に就学させる義務を負い(学校教育法17条2項)、義務を履行しない者は、10万円以下の罰金に処せられる(同法144条)。

なお、学校教育法18条による就学義務の猶予又は免除をうけた場合、小学校
(法雑'14) 61-1・2-20

子どもの年齢と法（2）（米沢）

（中学校）の課程を修了しない限り、満12歳（15歳）を超えていても、学齢児童（生徒）ということになる³⁾。猶予期間を経過し、又は猶予・免除が取り消されたときの編入学の取扱を明確にするため、学校教育法施行規則に、「校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる」（同法35条）との規定が設けられている。

「学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならず（学校教育法20条）、違反者は10万円以下の罰金に処せられる（同法145条）。年齢不知規定は存しない。本条は、義務教育制度採用の趣旨を徹底させるために、定められたものである⁴⁾。労働基準法にも、類似の規定が設けられているが、それとの関係については、第7節で言及する。

小中学校での進級については、「各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童（生徒）の平素の成績を評価して、これを定めなければならない」（学校教育法施行規則57条、79条）とのみ規定され、出席日数は要件とはされていない。この点との関わりで、親が長期欠席を理由に原級留置を求めた事件が注目される。神戸地判平成5・5・11判自115号45頁（執行停止）は、「特に、小学校においては、年齢により、精神年齢、運動能力、体格等心身の発達に大きな開きがあり、年齢別の教育が最も適する」といえる、また、当該児童の学力が特に劣っていると疎明はないので「回復困難な損害」があるとはいえないと、神戸地判平成5・8・30判タ833号177頁（本案）も、小学校の段階では年齢により心身の発達に顕著な開きがあるので、年齢別の教育が最も適しており、裁量権の逸脱はないと述べて、進級を支持している。

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」を対象としている（児童福祉法6条の3第2項）。

3. 高等学校

「高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣

の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」である（学校教育法57条）。「高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、……74単位以上を修得した者について行わなければならない」（学校教育法施行規則96条）。修学年限は、全日制は3年、定時制・通信制は3年以上（学校教育法56条）である。

中学校卒業程度認定試験は、就学義務猶予免除者（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則3条1号）、やむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者（同規則3条2号）については、年度の終わりまでに満15歳以上になる者が受験できる。それ以外は、年度の終わりまでに満16歳以上になる者（同規則3条3項）が受験できる。ただし、1号の場合、当該年度の終わりの日から、認定された者となる（同規則10条2項）。

4. 大 学

「大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは……又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められて者」である（学校教育法90条1項）。ただし、「当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認められるもの」については、高等学校に「2年」（学校教育法施行規則153条）在学中、大学に入学させることができる（同条2項）。

高等学校卒業程度認定試験は、年度の終わりまでに満16歳以上になる者が、受験できる（高等学校卒業程度認定試験規則3条）が、認定試験合格者として大学受験資格が与えられるのは、18歳に達した翌日からである（同規則8条1項）。

- 1) 高田正巳『児童福祉法の解説と運用』145頁（1951年）。
- 2) 鈴木 勲（編著）『逐条学校教育法 [第7次改訂版]』128頁（2009年）。
- 3) 鈴木，前掲・註(2)172頁。
- 4) 鈴木，前掲・註(2)184頁。

第6節 社会保険

1. 社会保険

被保険者は、共済、厚生年金の場合、被用者とされている（国家公務員共済組合法37条、厚生年金保険法9条）が、国民年金の場合、20歳以上60歳未満の者とされている（国民年金法7条1項1号）。学生でも（就業していなくても）20歳以上であれば加入が強制される（当初、任意加入であったが、平成元年より強制加入となった）。主要24か国の中で、年齢を強制加入の要件としているのは、日本、韓国、イギリスのみであるが、20歳以上としたのは、満額で受給するためには40年間の加入が必要であり、若いうちに加入する必要があるためである¹⁾とされる。

被保険者によって生計を維持していたとして遺族年金を受給できる遺族としての「子」は、厚生年金、国民年金の場合、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状況にあり、かつ、現に婚姻していない」者（厚生年金保険法59条1項2号、国民年金法37条の2）と規定されている。共済年金の場合、遺族共済年金の欠格事由として、「婚姻をしたとき」（93条の2第1項2号）「18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき」、障害1級、2級の場合は「その事情がなくなったとき」（国家公務員共済組合法93条の2第2項、地方公務員等共済組合法99条の7第2項）と規定されている。

老齢年金での加給（厚生年金保険法44条1項、国家公務員共済組合法78条1項）としては、受給権者によって生計を維持していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状況にある子がある場合、加算される。

健康保険での「被扶養者」としては、被保険者の配偶者、子等であって「主としてその被保険者により生計を維持するもの」（健康保険法3条7項）と規定されている。ここにいう子とは民法上の実子及び養子をいい、年齢は問わない²⁾とされる。

2. 社会手当

児童手当については、民主党政権下での「子ども手当」の創設を含めて、数多くの制度改正がなされてきたが、現在では、児童手当法に基づく児童手当が支給されている。すなわち、「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童」（0歳から中学校修了前の児童）を対象とし（4条1項）、3歳未満の児童は、月1万5千円、3歳以上小学校修了までの児童は第一子・二子について、月1万円、第三子以降については、月1万5千円、中学生月1万円（6条）とされている³⁾。なお、平成24年6月より、以前あった所得制限が復活した（5条）⁴⁾。所得が基準（年収960万円）を上回ると、一人当たり一律5千円に減額される。子ども手当の創設と相まって、所得税についての年少扶養親族（0歳～15歳）に対する扶養控除（38万円）が、平成23年1月から廃止され、住民税のそれも、平成24年度から廃止された。

児童扶養手当は、① 父母が婚姻を解消した児童（児童とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害状態にある者をいう—3条1項）、② 父又は母が死亡した児童、③ 父又は母が政令で定める障害の状態にある児童、④ 父又は母の生死が明らかでない児童、⑤ その他①～④に準ずる状態にある児童で政令で定める者を監護する父又は母に対して支給される（児童扶養手当法3条1項、4条1項1号・2号）。所得制限が課され、所得額と子の数に応じて支給額が設定される⁵⁾。

特別児童扶養手当は、20歳未満の1級及び2級の障害等級の心身障害児を監護する父又は母等に支給される（特別児童扶養手当の支給に関する法律2条、3条）。

3. 社会福祉サービス

児童福祉法は、「児童」⁶⁾を「満18歳に満たない者」と定義づけ、乳児（「満1歳に満たない者」）、幼児（「満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」）、少年（「小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者」）に区分し（4条）、「児童」のための施設・事業⁷⁾として、児童厚生施設（40条）、児童

子どもの年齢と法（2）（米沢）

養護施設（41条）、障害児入所施設（42条）、児童発達支援センター（43条）、情緒障害児短期治療施設（43条の2）、児童自立支援施設（44条）、児童家裁支援センター（44条の2）、子育て短期支援事業（6条の3第3項）、乳児家庭全戸訪問事業（6条の3第4項）等を設置している。

もっとも、対象年齢を18歳未満から20歳までに拡大する制度が幾つか存する。すなわち、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設等への入所期間、里親委託期間については、18歳未満で入所・委託しておれば、期間を20歳まで延長できる（31条）。児童相談所長による親権喪失申立、未成年後見人の選任・解任の請求（33条の7、8、9）も20歳までできる。

母子及び寡婦福祉法は、「児童」を「20歳に満たない者」（6条2項）と定義づけ、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とし（1条）（なお、「母子家庭等」とは母子家庭及び父子家庭をいう（6条4項）、母子福祉資金の貸付け（13条）、公営住宅（27条）・保育所入所（28条）への配慮、雇用の促進（29条）、在宅日常生活支援（17条）等を定めている。20歳未満とされたのは、「民法上の扶養関係のある母子家庭を一体としてとらえようとしているために、民法による未成年の者を『児童』としているのである」⁸⁾、「本法がその対象とする母子家庭は、母が子に扶養義務、つまり生活保持義務を負っていることを前提としているからである」⁹⁾とされる。

母子保健法は、「乳児」を「1歳に満たない者」、 「幼児」を「満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者」、 「新生児」を「出生後28日を経過しない乳児」、 「未熟児」を「身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの」と定義づけている（6条）。同法は、母性並びに乳幼児の健康の保持・福祉を目的とし（1条）、母子健康手帳の交付（16条）、新生児の訪問指導（11条）、未熟児の訪問指導（19条）、 「満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児」と 「満3歳を超え満4歳に達しない幼児」の健康診査義務（12条）、妊産婦の訪問指導（17条）等を定めている。

身体障害者には身体障害者手帳、知的障害者には療育手帳、精神障害者には

障害者保健福祉手帳が、交付されるが、身体障害者福祉法は、手帳を、15歳以上は本人、15歳未満は保護者に交付する（15条1項）と規定している（知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律は、手帳交付規定を置いていない）。

4. 公的扶助

生活保護法での生活扶助の基準額は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別等に分けて決定される。年齢別については、「生活保護法による保護の基準」（厚生省告示平成25年8月1日施行）の別表第1が、0～2歳、3～5歳、6～11歳、12～19歳に分けて、順次額が増加している。

生活保護法上の加算¹⁰⁾として、児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、加算額（月額）は、15歳に達する日以後の最初の3月31日まで、児童1人につき1万5千円又は1万円である¹¹⁾。

母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けている場合、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の1級若しくは2級の障害児）の養育にあたる者について行い、加算額（月額）は、児童1人につき2万程度（地域により若干差異がある）であり、2人目以降1800～800円程度の加算がある¹²⁾。母子加算は、平成18年度から3年度にわたって減額・廃止する旨の生活保護基準の改定がなされた。それに対して、訴訟が提起され、広島地判平成20・12・25 賃社1485号49頁、1486号52頁、京都地判平成21・12・14 判例集未登載、広島地判平成20・12・25 判例集未登載は、適法と判示した。平成21年の政権交代を機に復活したため、訴訟は取り下げられている¹³⁾。

生活保護法による教育扶助は、義務教育に必要な教材代、通学のための交通費、学校給食等について行われる（13条）。義務教育以外は対象となっていないが、厚生労働省社会・援護局長通知により、生業扶助の技能習得費において高等学校等就学費が支給されることとなった¹⁴⁾（なお、平成22年より、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく授業料無償化及び就学支援金の支給が導入されている）。

子どもの年齢と法（2）（米沢）

社会保障の領域においては、学齢による区分（児童扶養手当，児童養育加算，母子加算，教育扶助等）が多いが，年齢による区分（生活保護の基準額等）もみられる。

- 1) 宮下 茂「選挙権年齢及び民法の成年年齢等の引下げ問題」立法と調査294号77頁（2011年）。
- 2) 加藤智章・菊池馨実・倉田 聡『社会保障法 [第5版]』93頁 [加藤智章執筆]（2013年）。
- 3) 加藤他，前掲・註(2)133頁 [倉田 聡執筆]。
- 4) 加藤他，前掲・註(2)133頁 [倉田 聡執筆]。
- 5) 菊池馨実（編）『自立支援と社会保障』152頁 [橋爪幸代執筆]（2008年）。
- 6) 高齢者の年齢区分について，老人福祉法は，老人ホームへの入所措置（11条1項），居宅における介護等（同法10条の4）を，65歳以上としている。また，高齢者の医療の確保に関する法律は，前期高齢者交付金の対象者を，65歳以上75歳未満の者（32条1項）とし，後期高齢者医療の被保険者を，75歳以上の者（50条1項）と65歳以上75歳未満の「政令で定める程度の障害」者（50条2号）としている。
- 7) 児童福祉法26条2項は「報告書には……当該児童及びその保護者の意向……を記載しなければならない」と規定し，要保護児童の入所措置等に先立ち，保護者と児童の意向の聴取を前提としている。
- 8) 児童福祉法規研究会（編）『最新児童福祉法（母子及び寡婦福祉法・母子保健法）の解説』412頁（1999年）。
- 9) 桑原洋子・田村和之（編）『実務注釈児童福祉法』45頁 [桑原洋子執筆]（1998年）。
- 10) 老齡加算は，平成18年4月に廃止されている（加藤他，前掲・註(2)383頁 [前田雅子執筆]）。
- 11) 生活保護手帳2013年度版215頁。
- 12) 生活保護手帳2013年度版218頁。
- 13) 木下秀雄「生存権訴訟（老齡加算廃止違憲訴訟）の現状と課題」法時84巻2号79頁（2012年）。
- 14) 西村健一郎『社会保障法入門 [補訂版]』248頁（2010年）。